

令和7年度（2025年度） 札幌市北区地域づくり応援助成金 募集要項

募集期間

令和7年（2025年）4月1日（火）から5月9日（金）

（助成対象期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

目次

1.	助成金の概要.....	5
a.	目的	5
b.	助成の内容	5
2.	対象団体・事業.....	6
a.	対象となる団体.....	6
b.	対象となる事業.....	6
c.	対象外となる事業.....	6
d.	助成条件	7
e.	経費について.....	7
i.	助成対象となる経費	7
ii.	助成対象とならない経費	7
3.	応募について.....	8
a.	募集期間	8
b.	応募方法	8
i.	メールアドレス	8
ii.	郵送先・窓口持参	8
c.	事前相談	8
d.	申請から助成決定までの流れ.....	8
4.	選考について.....	9
5.	事業の実施にあたっての留意事項.....	10
a.	事業実施の留意点.....	10
b.	区の調査等	10
c.	助成決定後の事業内容の変更.....	10
d.	事業完了報告書の提出.....	10
e.	助成金交付額の確定・交付.....	11
i.	助成交付額の確定	11
ii.	助成金の交付時期	11
f.	助成団体への支援及び事業報告会での成果報告.....	11
g.	助成金の交付取消・返還.....	11
6.	記入要領	12
a.	様式1 助成金交付申請書	13
b.	事業計画書（表面）	14
c.	事業計画書（裏面）	15
d.	収支予算書（表面）	16
e.	収支予算書（裏面）	17
a.	助成条件	17
f.	団体の概要	18

g.	団体構成員名簿.....	19
h.	誓約書	20
7.	交付申請提出書類チェックリスト.....	21

1. 助成金の概要

a. 目的

この助成金は、地域と共創・協働してまちづくり活動を行うことができる団体を増やすことで、区民主体のまちづくり活動を進め、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」が掲げる「基本目標7 誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」の実現を目指すことを目的に行うものです。

b. 助成の内容

対象事業は「地域によるまちづくり活動¹」ですが、適用条件によって助成額・率・助成年限が異なります。

	通常枠	レベルアップ枠
事業内容	地域によるまちづくり活動 ¹	
適用条件	—	連合町内会等 ² と連携し、運営スタッフや出演者等の関係者の半数以上が65歳未満である事業
対象期間	当該年度の4月1日から3月31日までを限度とし、市長が定める期間	
助成年限	最大5年間	なし
	※単年度助成であり、次年度の助成を約束するものではありません。助成を受けるには、年度ごとに申請・審査が必要です。	
助金額	最大25万円	最大40万円
助成率	1年目:10/10、2年目:8/10、3年目:6/10、4年目:4/10、5年目:2/10	10/10
採択数	8団体程度	

¹ 営利を目的とせず、暮らしやすいまちを実現するために行う公益的な活動

² 連合町内会、まちづくり協議会、町内会

2. 対象団体・事業

a. 対象となる団体

次のいずれも満たす団体。

- (1) 営利を目的とせず、暮らしやすいまちを実現するために行う公益的な活動（以下「まちづくり活動」という。）を主たる目的とする団体又は連合的な組織。ただし、連合町内会、地区まちづくり協議会、町内会を除く。
- (2) 主たる活動の本拠が北区にあること。
- (3) 構成員が5人以上であり、その半数以上が北区に居住、通勤又は通学していること。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 当該年度に当該助成の申請を行っていないこと。（別組織であっても、大部分がすでに助成を受けている団体の構成員と重複する場合は同一とみなす。）
- (8) その他市長が適当でないと判断する団体でないこと。

b. 対象となる事業

次のいずれも満たす事業。

- (1) まちづくり活動であること。
- (2) 北区民を主な対象とすること。
- (3) 本助成がなければ、実施が困難なもの。
- (4) 申請した事業を完了できる団体であること。
（例：事業を行うのに必要な人数を確保できている、期間内に完了できる規模の事業である）

c. 対象外となる事業

次に該当する事業は上記に関わらず対象外です。

- (1) 団体構成員同士の親睦やレクリエーションを主たる目的とする事業、または、互助的・共益的な事業
- (2) 飲食が主たる内容となる事業
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (4) 札幌市の他の助成金・補助金を受けている事業
- (5) 申請団体が関与せず、全部を委託して実施する事業

d. 助成条件

- (1) 法令及び札幌市北区まちづくり活動助成金を遵守すること。
- (2) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得る必要があるため、申請内容等に変更が生じるときには、報告し、その指示に従うこと。[なお、助成金の増額はできないので留意すること。](#)
- (3) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (4) 助成対象経費の決算額に助成率を乗じた額が、申請時の助成交付決定額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減ずる。
- (5) (3)のほか、助成対象事業の支出決算額が収入決算額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減ずる。
- (6) 別に指定する研修・講習会の参加に努めること。
- (7) 事業成果について、まちづくり協議会等で報告するよう指示があった場合は応じること。

e. 経費について

i. 助成対象となる経費

科目	説明	上限額
報 償 費	役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対する報償金、講演会、研修会の講師に対する謝礼金、表彰等の賞賜金	-
旅 費	事業のための旅費、公共交通機関の運賃等	-
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、物品製作費、図書・資料等の購入費、燃料費、調理食材費、修繕費（備品の修繕もしくは部品の取替費用）	-
役 務 費	郵送料、通信費、各種手数料、役務サービス料、広告料、筆耕料、翻訳料、記録料、保険料	-
委 託 費	委託に対する経費、設営等の工事委託費 （例）デザイン等の委託費等	-
使用料・賃借料	会場借上料、駐車場使用料、複写機使用料、リース料、入場料	-
備 品 購 入 費	単価が5万円以上の機械器具等の購入	5万円
負 担 金	講習会、研修会への参加負担金等	-
そ の 他	市長が適当と認める経費	-

ii. 助成対象とならない経費

- 団体の構成員に対する人件費、食糧費（調理食材を除く。）、その他市長が助成対象経費とすることが適当でないと認める経費は助成の対象としない。

3. 応募について

a. 募集期間

令和7年4月1日（火）から5月9日（金）17時まで

b. 応募方法

e メール、郵送又は窓口持参のいずれかの方法

i. メールアドレス

kita.chousei@city.sapporo.jp

ii. 郵送先・窓口持参

〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目1-1

札幌市北区市民部地域振興課 まちづくり調整担当係

※開庁日は月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで（祝日を除く。）

c. 事前相談

新たに助成を希望する団体については、事業内容について事前にご相談ください。計画されている事業などが、助成要件に該当するか、確認させていただきます。

e メール又はお電話（地域振興課 011-757-2407）のいずれかの方法でご相談ください。【相談期日：4月30日（水）】

d. 申請から助成決定までの流れ

募集期間終了後、申請内容を審査し、要件に合致しているものは交付決定を行います。申請数が多く、助成申請額の総額が予算額を超えた場合は、選考を行います。

審査や選考のため、書類内容についてメールやお電話で確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

また、結果通知は原則メールで行います。団体のメールアドレスが無い場合は、代表者の住所宛に通知を郵送します。



4. 選考について

申請数が多く、助成申請額の総額が予算額を超えた場合は、区の選考委員会で選考を行います。
選考は、次の項目及び基準に基づき非公開で行います。

項目	基準
まちづくり活動への 貢献度	区全体のまちづくり活動への貢献度を次の視点で評価する。 ● 緊急性の高い地域課題であるか ● 課題解決手法の方向性が妥当であるか ● 課題の対象が明確で、影響が大きいものか ● 効果を示す目標が適切に設定されているか
助成の必要性	助成金額、事業費額、助成団体の繰越金額（使用目的を定めていない額）を踏まえて助成の必要性を評価する。
実現可能性	次の視点で事業の実現可能性について評価する。 a. 事業実績・スキルの保有 ● 過去の実績はあるか ● 団体実績がない場合は、構成員等が事業を行えるスキルを保有しているか b. 実施体制の充実度 ● 必要な人員等は確保できているか ● 連携や協力が必要な関係機関との連携体制は構築できているか ● 団体運営の透明性・公正性を確保するための仕組みがあるか（例：規約等がある、役員を選出している）
持続可能性	助成終了後の事業継続・発展について、先を見据えた体制づくりや資金調達などの戦略が練られているかを評価する。
課題解決モデル	課題解決モデルとしての優秀性、連町や地区まちづくり協議会等と連携の有無、運営や企画に従事する若年層の割合などを評価する。

5. 事業の実施にあたっての留意事項

a. 事業実施の留意点

事業は、団体の責任において実施してください。事業の実施の際に生じた事故、損害等に関して、北区は一切の責任を負いません。特に個人情報の取扱や事業費の出納については、適正を期してください。

b. 区の調査等

事業終了後、助成事業の実施状況について報告を求め、助成金の使途、帳簿等の検査を行います。調査の結果、助成事業が助成の交付決定の内容や交付条件に沿って実施されていないと認められた場合、交付決定の内容に適合させるよう命じたり、交付決定の取消や助成金の返還を求めたりする場合があります。

調査等に応じない場合、交付取消や助成金の返還を求める場合があります。

c. 助成決定後の事業内容の変更

助成事業は、申請時に提出した事業計画書・収支計画書に従って進めていただきます。

応募の際には、実施内容、資金計画等十分に検討したうえで申請してください。

なお、交付決定した事業の変更にはあらかじめ市長の承認が必要です。事業内容の変更や経費配分を変更するとき、事業を中止又は廃止するときは、必ず事前に北区地域振興課までご相談ください。(助成金の増額はできません。)

d. 事業完了報告書の提出

事業が完了したら、事業の完了日から 30 日以内又は 3 月 31 日までのいずれか早い日までに事業完了報告を行ってください。

報告の際には、助成対象経費として支出した経費について、領収書や支払いを証明できる書類を提出していただきます。

なお、以下に該当するものは対象経費として取り扱わない場合がありますので十分ご注意ください。

- 領収書において但し書きの記載がなく、費用の内訳がわからないもの
- 宛名に助成団体名の記載がないもの
- 助成対象期間外に支出されているもの

e. 助成金交付額の確定・交付

i. 助成交付額の確定

区は、助成団体から提出された事業完了報告を審査し、助成金額を確定して団体に通知します。審査は、事前承認を得ることなく事業内容を変更していないか、助成対象外の経費を助成金額に算入していないか、助成金の加算要件を満たすよう事業が行われているか等確認します。

なお、助成対象経費の決算額に助成率を乗じた額が助成交付決定額を下回った場合や事業費の決算額が収入決算額を下回った場合は、当初の助成交付決定額より助成額が減額となる場合があります。

ii. 助成金の交付時期

助成金は原則事後払いです。助成金額の確定通知後 30 日以内に、実績報告書で指定する振込口座へ入金します。

収入等がなく、先に助成金の交付を受けたい場合は、交付申請の際に概算交付を希望してください。交付決定後に概算払を希望することはできませんので、ご注意ください。



f. 助成団体への支援及び事業報告会での成果報告

広報や資金調達などまちづくり活動が続けていくうえで必要となる知識やスキル習得のため、研修や講習会の開催について北区から助成団体に対し案内しますので、受講に努めてください。

また、北区まちづくり協議会全体会議などの場で、事業成果の報告をしていただく場合があります。

g. 助成金の交付取消・返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 札幌市北区地域づくり応援助成金交付要綱に違反したとき
- (2) 助成金を申請した事業を実施しないとき
- (3) 事業の申請内容と実施内容が異なったとき
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき
- (5) その他市長が助成を不相当と認めたとき

6. 記入要領

a. 様式1 助成金交付申請書

(様式1)

(あて先) 札幌市長

令和7年4月21日

提出日を記載

助成金交付申請書

令和7年度札幌市北区地域づくり応援助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 団体情報

団 体 名	〇〇地区地域活性化プロジェクト
代表者職名・氏名	代表 山田太郎
住 所	〒000-0000 札幌市北区北〇条西〇〇丁目〇-〇〇
電 話 番 号	000-000-000
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇.〇

活動拠点の所在地を記載。活動拠
点がない場合は、代表者の住所記
載。

2 事業概要

5月31日までの範囲で記載。

事業名	多世代交流！ぼっぴいふれあい広場		
事業期間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで		
助成金申請額	400,000円		
申請回数	初 回・2 回目・3 回目・4 回目・5 回目以上		
概算交付の申出	希望する・希望しない	概算交付希望額	400,000円
理 由	団体に収入がなく、イベント準備費用、広報費用などに充当するため		

事業の活動期間を記載。単年度助
成のため、当年度の4月1日から
3月31日までの範囲で記載。

3 振込先口座（概算交付を希望する場合のみ記入すること。）

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本店・支店名	〇〇支店
預 金 種 別	普通預金	口 座 名	〇〇〇〇
フリガナ	ヤマダ タロウ	口座名義	山田 太郎

口座名義が代表者名と一致しな
い口座に振り込む場合は、委任状
が必要。

※通帳の口座名義・預金種別・口座番号ページの写しを添付すること。

※代表者名と口座名義が一致しない場合は、委任状を添付すること。

4 添付書類

事業計画書（様式2）、収
入誓約書（様式6）、その他

原則、助成金の交付は事業終了後。資
金がなく活動前に助成金が必要な場
合は、「概算交付」を希望する。

団体構成員名簿（様式5）、

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

b. 事業計画書（表面）

（様式 2-1）

事業計画書

団体名	〇〇地区地域活	申請書の「事業名」「事業期間」と一致。
-----	---------	---------------------

事業計画書（令和〇年度）

事業名	多世代交流！ぼっぴいふれあい広場	
事業目的 （どのような目的で事業を行うのか）	高齢化と核家族化が進む中で、地域住民の交流機会減少が深刻な課題となっています。多世代交流イベントを通じて、交流機会を創出し、地域コミュニティの活性化を目指します。 また、イベントを通じて孤立化している世帯をすくい上げ支援します。	
事業期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	
事業内容	これらはすべて必要項目 複数の事業で構成される場合は、事業ごとに記載 1. ぼっぴいふれあい広場の開催 ①概要 ● 月に 2 回、多世代交流イベントを開催 ● 高齢者による昔遊び体験、子どもたちによるパフォーマンス披露、ブレイバークの開催など ● フードドライブ活動も併せて実施。 ②対象者 〇〇地区の高齢者、子ども、保護者 300 人程度 ③場所・期間 〇〇中央公園（5 月から 10 月まで） ④運営体制・連携先 ● イベント企画・運営担当、広報担当、ボランティアスタッフなど 15 名 ● 連合町内会、地域の社会福祉協議会、学校、老人クラブなどと連携 ⑤周知方法 開催は町内回覧、チラシ、地域情報誌、SNS などを活用 2. パントリー活動 ①概要 ● フードドライブ活動で集めた食品を〇〇会館で保管し、利用登録している住民へ手渡す。 ● パントリー利用世帯に対し 1 への参加を呼びかけ、世帯が孤立しないよう見守り活動を行う。 ②対象者 〇〇地区の世帯 20 世帯 ③場所・期間 〇〇会館（通年） ④運営体制・連絡先 ● 運営担当、広報担当など 5 名 ● 民生委員児童委員協議会、フードバンク団体〇〇と連携 ⑤周知方法 町内回覧板、地域情報誌を通 ⑥その他 毎週〇曜日は集会室を解放し、地域の居場所づくりを行うほか、生活就労支援センターの出張相談会やまなびのサポート事業とも連携を図る。 申請事業を実施するために想定する必要人数を記載	
運営スタッフや出演者などの関係者の人数（イベント参加者を除く）（予定）	15 人	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

c. 事業計画書（裏面）

（様式 2-2）

事業計画書

新規団体の場合は、構成員の類似事業の実績などを記載

団体名 ○○地区地域活性化プロジェクト

過去の実績 〔当事業や類似事業、個人の実績など〕	過去にも同様のイベントを年2回開催し、毎回200名以上の参加者を集めました。参加者からは「楽しい」「また参加したい」という声が多く寄せられました。
助成金活用理由 〔どのような収支状況の変化から助成金を申請するに至ったか〕	イベントの規模拡大、内容充実を図るため、助成金を活用したい
期待される効果 〔事業の実施でどのような結果を目指し、どのような波及効果を見込むか〕	事業を実施する上での今年度のゴールを設定。 ● 高齢者の社会参加促進、子どものコミュニケーション能力向上 ● 地域住民の交流活性化、地域コミュニティの強化
事業目標 〔数値目標があれば数値で示すこと。〕	● イベント参加人数（300人） ● 参加者の満足度アンケート結果（80%以上）
今後の展望 〔助成終了後の事業の継続・発展に向け、どのような課題があり、どのようにして取り組むのか〕	地域住民の交流拠点として、また多世代交流のモデル事業として、継続・発展していくことを目指し、以下の取組を行う。 ● 参加者による自主運営グループ設立 今後は、参加者主体による自主運営グループを設立し、イベントの企画・運営を担うことで、持続可能な運営体制を構築する。 ● 財源の多様化 助成金に依存せず、安定的な財源を確保するため、地域企業との連携を強化し、協賛金や広告収入の獲得を目指す。また、イベント内容の一部を有料化することで、参加者からの収入も得られるよう検討する。 ● 事業内容の充実 多世代交流イベントの内容をさらに充実させ、参加者の満足度向上、新規参加者の増加を目指す。具体的には、○○農園と○○大農業サークルを活用した食育プログラムや○○団体と連携した防災体験プログラムなどの導入、季節ごとのイベント開催、地域団体との連携などを検討する。 ● 地域への波及 近隣地域にも波及させることを目指し、他地域との交流イベントの開催、ノウハウの共有、情報交換などを検討する。

助成は原則5年度間であることを踏まえ、助成終了後は申請事業をどのように継続・発展させていくのかを記載

2 連携について（※該当する場合に○をすること。）

☒ 町内会、連合町内会、まちづくり協議会と連携して活動を実施する事業

☒ 運営スタッフや出演者などの関係者（イベント参加者は除く。）の半数以上が65歳未満の事業

連携や若年層を従事者に含める手法について、事業内容に記載。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

d. 収支予算書（表面）

（様式 3-1）

収支予算書

団体名	〇〇地区地域活性化プロジェクト
-----	-----------------

収支予算書（令和〇年度）

1. 収入の部

申請事業に関する収入を記載

科目	金額（円）	内訳
(1) 会費		可能な限り、単価（税込）×数量で記載
(2) 寄付金	300,000	企業協賛 ⑩10,000×30 社
(3) 助成金等	100,000	連町助成金 ⑩40,000×2 地区 〇〇地区子ども会 ⑩20,000
(4) 事業収益		
(5) その他		助成金額＝助成対象経費×助成率 上限額は 25 万円。 助成率は、1 年目：10/10、2 年目：8/10、3 年目：6/10、 4 年目：4/10、5 年目：2/10 ※連町等と連携し、事業関係者の半数以上が 65 歳 未満の場合は上限額 40 万円
小 計 ①	400,000	
助 成 金 申 請 額 ②	400,000	
自 己 負 担 額 ③	100,000	
収入総額（①＋②＋③）④	900,000	※「2.支出の部」の⑦の額と一致すること。

支出の部の支出総額と一致させる

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

e. 収支予算書（裏面）

(様式 3-2) |

収支予算書

団体名	〇〇地区地域活性化プロジェクト
-----	-----------------

2. 支出の部

	科目	金額 (円)	内訳
助成対象経費	報償費	360,000	ボランティア謝礼③3,000×10 人×2 回/月×6 か月
	需用費	可能な限り、単価(税込)×数量で記載	
	需用費(印刷費)	90,000	チラシ①15,000×6 回
	役務費	84,000	郵送費・通信費等⑦7,000×12 か月
	使用料・賃借料	144,000	〇〇会館使用料③3,000×4 回/月×12 月
	備品購入費	50,000	冷蔵庫⑧80,000
	小 計 ⑤	870,000	
上記以外の経費	備品購入費	30,000	冷蔵庫超過分
	小 計 ⑥	30,000	
支出総額 (⑤ + ⑥) ⑦		900,000	※「1.収入の部」の④の額と一致すること。

助成対象経費の科目は7ページの「2.e.i 対象となる経費」(7ページ)を参照

支出の部の支出総額と一致させる

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

f. 団体の概要

(様式 4)

団体の概要（令和7年4月1日現在）

1. 団体の概要

[illegible]

2. これまでの団体の活動実績（申請事業の実績ではなく団体の年間活動実績を記載）

年度	内容	年間活動経費
令和 6 年	多世代交流イベント開催（年 2 回）、地域情報誌発行（年 4 回）	1,000,000 円
令和 5 年	多世代交流イベント開催（年 2 回）、地域情報誌発行（年 4 回）	1,000,000 円
令和 4 年	地域情報誌発行（年 4 回）	

助成を受けている事業名を記載

3. 他の助成金受給状況

団体運営費	受給中・申請中（予定）・なし	助成名（ ）
事業助成	受給中・申請中（予定）・なし	事業名（ ）
	受給中・申請中（予定）・なし	事業名（ ）

4. 団体の会計決算における繰越金の使途

前年度繰越金額	使途の有無（ある場合は使途の内容を記載）			金額
250,000 円	〇〇事業			150,000 円
	使途なし	使途の定まっていない		100,000 円

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

9. 団体構成員名簿

(様式 5)

団体構成員名簿

団体構成員名簿 (令和〇年4月21日現在) (1/1ページ)

提出日と一致				
団体名		〇〇地区地域活性化プロジェクト		
No.	役職名	氏名	居住地、通勤・通学先の住所	備考
1	代表	山田 太郎	北区北〇条西〇丁目〇-〇-〇	
2	副代表	札幌 礼子	北区北〇条西〇丁目〇-〇	通勤先
3	会計担当	佐藤 花子	〇-〇	
4	広報担当	田中 一郎	〇	
5	会員	篠路 さくら	〇-〇	
6	会員	太平 誠	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
7	会員	新琴似 由美	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
8	会員	エミリー・ウィリアムズ	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
9	会員	新川 大輔	東区北〇条東〇丁目〇-〇	
10	会員	リー・ジン	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
11	会員	拓北 あや	北区北〇条西〇丁目〇-〇	通勤先
12	会員	百合原 拓也	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
13	会員	屯田 尚子	東区北〇条東〇丁目〇-〇	
14	会員	麻生 修	北区北〇条西〇丁目〇-〇	通学先
15	会員	藍里 恵	北区北〇条西〇丁目〇-〇	通学先
16	会員	篠路 翔太	中央区北〇条西〇丁目〇-〇	
17	会員	幌北 千夏	北区北〇条西〇丁目〇-〇	通学先
18	会員	鉄西 剛	北区北〇条西〇丁目〇-〇	
19	会員	茨戸 舞	北区北〇条西〇丁目〇-〇-〇	
20	会員		西〇丁目〇-〇-〇	

原則住所を記載。ただし、他区に在住し、区内に通勤・通学している場合は、通勤・通学先の住所を記載し、備考欄にその旨を明記。

構成員全員を記載。20人を超える場合は、用紙を追加。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

h. 誓約書

(様式 6)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団 体 名

代表者役職・氏名

住 所

誓約書

本団体は、札幌市北区地域づくり応援助成金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

該当するものすべてに✓を記載。

(※該当するものに○をすること。)

- ☒ 本団体及びすべての構成員が、次の各号のいずれにも該当せず、また、今後もこれらに該当することのないこと。
 - (1) 札幌市合力団の排除に関する条例(平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められる者(条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者を含む。)
 - (4) 構成員が自己、本団体又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - (5) 構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力もしくは関与していると認められる者
 - (6) 構成員が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
 - (6) 構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- ☒ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと
- ☒ 申請する事業について、札幌市の他の助成金・補助金を受けている事業又は受ける予定である事業でないこと。
- ☒ 別に指定する研修・講習会の参加に努めること。
- ☒ 事業成果について、まちづくり協議会等で報告するよう指示があった場合は応じること。
- ☒ 次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部が取り消されることを理解し、その額の返還に応じること。
 - (1) 札幌市北区地域づくり応援助成金交付要綱に違反したとき
 - (2) 申請した事業を実施しないとき又は報告なく事業内容を変更したとき
 - (3) 団体運営や事業に関して法令違反が明らかになったとき
 - (4) 助成金を申請した事業以外の経費に使用したとき
 - (5) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき
 - (6) その他市長が助成を不相当と認めたとき
- ☒ 助成金の概算払いを受けた場合は、事業費の決算額が交付決定額を下回った場合は、その差額について返還に応じること。

研修・講座受講、事業成果の発表
に努めることも助成条件のため留

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

7. 交付申請提出書類チェックリスト

● 助成金交付申請書

- ☐ 助成金申請額は、収支予算書（様式3）の助成金申請額②と同額か。
- ☐ 事業名は事業計画書（様式2）の事業名と同一か。
- ☐ 事業期間は事業計画（様式2）の事業期間と同一か。

（概算交付を希望する場合）

- ☐ 振込口座を記載しているか。
- ☐ 通帳の写しを添付しているか。
- ☐ 代表者名と口座名義が異なる場合は、委任状が必要。添付しているか。

● 事業計画書

- ☐ 団体名欄に団体名が記載されているか。
- ☐ 事業内容は、①～⑤の内容が漏れずに記載されているか。

（助成金申請額が40万円の場合）

- ☐ 「2 連携について」に該当することを確認したか。
- ☐ 事業内容に、①連合町内会等との連携、②運営スタッフ等に65歳未満のものが半数以上関わることが詳細に明記されているか。

● 収支予算書

- ☐ 内訳は可能な限り「単価（税込）×数量」で記載しているか。
- ☐ 収支の計算は合っているか。
- ☐ 収入総額④と支出総額⑦の額が一致しているか。

● 団体の概要

- ☐ 「4 団体の会計決算における繰越金の使途」の左欄「前年度繰越金額」と右欄「金額」の合計額が一致しているか。

● 団体構成員名簿

- ☐ 名簿に掲載されている人数は、団体の概要（様式4）の団体構成員の数と一致しているか
- ☐ 北区に在住、通勤・通学する者の人数が団体構成員の半数以上であるか

● 誓約書

- ☐ すべての項目に該当しているか。